

電子提供措置の開始日 2026年5月7日

第6回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
剰余金の配当等の決定に関する方針
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結持分変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社ライズ・コンサルティング・グループ

新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
RSM清和監査法人

- (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,400千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、同業他社比較及び監査の実効性を確保するために必要な監査日数等を総合的に勘案した結果、妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、その他関係会社監査人からの指示書に基づく業務などであります。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由が生じた場合には、全監査役の同意に基づき、会計監査人を解任するほか、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任又は不信任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な成長を実現する一方で、株主の皆様への利益還元も重要な経営課題の一つとして認識しており、株主還元の基本方針を下記のとおり定めております。

- (1) 配当と自己株式の取得を含め、総還元性向30%以上を目安とする。
- (2) 配当性向15～30%を目安とし、配当水準の安定的向上を図る。
- (3) 自己株式の取得は、資本収益性の向上に資する機動的な資本政策と位置づけ、市場株価や株式の流動性、当社の財務状況等を総合的に勘案しつつ実施を検討する。

上記の基本方針に基づき、業績状況及び財務状況等を総合的に勘案した結果、2026年2月期においては、1株当たり21円00銭の配当（前期比12円増配）を実施することを2026年4月13日開催の取締役会において決議しております。

また、2027年2月期の配当につきましては、1株当たり21円00銭とする予定です。当社は、今後も株主還元の一層の充実と企業価値の持続的向上に努めてまいります。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針について、取締役会において以下のとおり決議しました。

1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「法令」、「定款」、「社内規程」等（以下、総称して「法令等」という。）に基づき、経営に関する重要な事項の決定及び報告を行うために、取締役会を原則として月1回開催する。
- (2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役及び取締役に任命された執行役員が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- (4) 各監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務執行の監査を行う。
- (5) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
- (6) 管理本部長をコンプライアンス・リスク全体に関する総括責任者とし、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置させる。コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行う体制の構築・維持及び整備を行う。
- (7) 万が一、法令等違反に関する事態が発生した場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士へと直ちに報告がなされる体制を構築する。
- (8) 監査役及び内部監査担当は、情報交換等を行い連携し、職務執行内容が法令等に準拠して適正に行われているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告する。
- (9) 法令等の違反行為等に対して、社内外に匿名で相談・申告できる「内部・外部通報窓口」を設置し、相談・申告を行った者が不利益な扱いを受けない体制を整備する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
- (2) 「文書管理規程」、「稟議規程」その他の関連規程は、必要に応じて適時見直し、改善する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人から、業務執行に関わる重要な情報の報告が行われる体制を構築する。
- (2) 管理本部長をリスク管理の総括責任者とし、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- (3) 有事の際、担当取締役が対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制をとり、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等のリスク管理体制を明文化した「リスク管理規程」を制定する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役による効率的な職務執行を確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定め、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- (2) 取締役会における意思決定にあたり、十分かつ適切な情報が各取締役に提供される体制を整備する。
- (3) 経営及び業務執行に必要な情報については、ITを活用し迅速かつ的確に各取締役に共有される体制を整備する。
- (4) めまぐるしく変化する経営環境にも対応できるよう、取締役の任期を1年とする。

5 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、管理本部長が統括し、毎月、業務執行のモニタリングを行っており、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- (2) 監査役は、計画的に関係会社の監査を行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。

6 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の求めにより取締役会との協議を行い、その職務を補助する使用人（以下、「職務補助者」という。）を任命及び配置することができる体制を構築する。
- (2) 監査役が指定する期間中は、職務補助者への指揮権は監査役のみに帰属し、取締役からの指揮命令は受けない体制とする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか営業会議等の業務執行に係る重要会議に出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
- (2) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令等の違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。

8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施できる体制を構築する。
- (2) 会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制とする。

9 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1 取締役の職務執行の効率性の確保のための取り組み

当社は、取締役会設置会社であり、取締役会は、取締役8名（うち、社外取締役4名）で構成され、業務執行の最高意思決定機関であり、法令や定款に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、取締役会議事録その他取締役の職務執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」に従って適切に保存及び管理しています。

2 内部監査の実効性の確保のための取り組み

内部監査につきましては、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査については、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画書に基づき、経営活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から検討・評価しております。内部監査結果については、内部監査報告書として取りまとめ、代表取締役社長、監査役及び取締役会に報告しております。さらに、内部監査の過程で改善を要する事項が検出された場合には、助言・提案を行うとともに、被監査部門による改善状況をフォローアップ監査により確認しております。

3 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

監査役監査につきましては、監査役会にて決定された、監査の方針、方法及び実施計画等に基づき、各監査役が監査業務を分担して実施し、監査役会において情報共有を行っております。なお、内部監査室、監査役会及び会計監査人は相互に緊密な連携を取り、それぞれの監査に必要な情報の共有を図っております。

会社の支配に関する基本方針

当社は会社の支配に関する基本方針は定めておりません。

連結持分変動計算書

(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	合計	
当期首残高	174,246	2,200,107	4,217,639	△277,312	6,314,680	6,314,680
当期利益	－	－	1,246,084	－	1,246,084	1,246,084
当期包括利益合計	－	－	1,246,084	－	1,246,084	1,246,084
自己株式の取得	－	△663	－	△249,853	△250,516	△250,516
自己株式の処分	－	20,119	－	58,394	78,513	78,513
剰余金の配当	－	－	△218,786	－	△218,786	△218,786
新株予約権の行使	11,139	11,139	－	－	22,278	22,278
所有者との取引額等合計	11,139	30,595	△218,786	△191,459	△368,510	△368,510
当期末残高	185,385	2,230,702	5,244,936	△468,770	7,192,253	7,192,253

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下「当社グループ」といいます。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社ライズ・クロス

(3) 会計方針に関する事項

①金融商品の評価基準及び評価方法

イ.非デリバティブ金融資産

(a)当初認識及び測定

当社グループでは、非デリバティブ金融資産は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。

営業債権及びその他の債権については、これらの発生日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産について、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、当初認識時において分類しております。

(i)償却原価で測定する金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で事後測定しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(ii)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。

・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

なお、当社グループは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産を保有しておりません。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

償却原価で測定する金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産以外の金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

なお、当社グループは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産を保有しておりません。

(iii)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

なお、当社グループは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を保有しておりません。

当初認識時において、金融資産をその公正価値で測定し、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益に認識しております。

(b)事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。

(i)償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

(ii)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

(iii)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(c)金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各期末における債務不履行発生リスクを比較して判断しております。

これには、利用可能な合理的かつ裏付けのための将来の見通しに関する情報を、特に次の指標を織り込み、考慮しております。

- ・ 内部信用格付
 - ・ 利用可能な場合、外部信用格付
 - ・ 借手の営業成績の実際の又は予想される著しい変化
 - ・ 借手の規制環境、経済環境又は技術環境の実施の又は予想される著しい不利な変化のうち、借手債務を履行する能力の著しい変化を生じさせるもの
 - ・ 同一の借手の他の金融商品に係る信用リスクの著しい増大
 - ・ 債務の裏付となっている担保の価値又は第三者の保証もしくは信用補完の質の著しい変化
- 当社グループにおいて、発行者又は債務者の重大な財政的困難、契約上の支払の期日経過が90日超の延滞など金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える事象が生じた場合に債務不履行が生じていると判断しております。債務不履行に該当した場合は信用減損の客観的な証拠が存在すると判断し、信用減損金融資産に分類しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加していないと評価しております。

ただし、重要な金融要素を含んでいない営業債権等については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒が法的に確定した段階で、予想信用損失を帳簿価額から直接償却しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に対する貸倒引当金の繰入額は、その他の包括利益で認識しております。

(d)認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識します。

ロ.非デリバティブ金融負債

(a)当初認識及び測定

非デリバティブ金融負債は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識し、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。なお、当社グループは、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を保有しておりません。

(b)事後測定

(i)償却原価で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債については、割引の効果の重要性が乏しい金融負債を除き、実効金利法を用いて償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融負債に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

(ii)純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

売買目的の金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は公正価値で測定し、公正価値の変動は純損益として認識しております。

(c)認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額により測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除した額であります。原価の算定方法にあたっては、個別法を用いております。

③有形固定資産（使用権資産を除く）の評価基準及び評価方法、並びに減価償却の方法
有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、購入価格（輸入関税及び還付されない取得税を含み、値引及び割戻しを控除後）、当該資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態にしておくことに直接起因するコスト及び資産化に適格な借入コスト、並びに、当該資産項目の解体及び除去コスト並びに敷地の原状回復コストが含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能価額を耐用年数にわたって、主として定額法により減価償却しております。主な有形固定資産の見積耐用年数は、次のとおりです。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 3～15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④のれん及び無形資産の評価基準及び評価方法、並びに償却の方法

イ.のれん

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。減損テスト及び減損損失の測定については、「(3)会計方針に関する事項⑥非金融資産の減損」に記載しております。

のれんは償却を行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示されます。なお、のれんの減損損失の戻入は行っておりません。

ロ.無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑤リース

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

借手としてのリース

リースの開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。使用権資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時まで借手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しております。リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプション又は行使しないことが合理的に確実な解約オプションの期間を加えて決定しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を割り引いた現在価値で測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

通常、追加借入利率を割引率として用いております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合又はリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正しております。

なお、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額により費用として認識しております。

⑥非金融資産の減損

当社グループは、期末日ごとに資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無に係らず、耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値です。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失はその他の包括利益に再評価額が認識されている場合を除き、直ちに純損益として認識しております。

過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、減損損失が最後に認識された以後、認識した減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候に基づき、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻し入れます。

⑦引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。

時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

受注損失引当金については、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

⑧収益認識

当社グループは、次の５ステップアプローチに基づき、約束したサービス又は役務を顧客に移転し、顧客が当該サービス又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。収益は顧客への財の移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しており、値引・割戻し及び付加価値税等を控除後の金額で測定しております。

ステップ１：契約の識別

ステップ２：履行義務の識別

ステップ３：取引価格の算定

ステップ４：履行義務への取引価格の配分

ステップ５：履行義務の充足による収益の認識

一定の期間にわたり移転されるサービス

一定の期間にわたり移転されるサービスは、顧客との契約に基づく期間にわたり役務を提供する義務を負っているコンサルティング業務となります。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであることから、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。当該履行義務は、契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額、又は当該契約等に定められた金額で計上しております。なお、これらの支払は、契約に基づく期間における役務提供が完了した時点から概ね３ヶ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

一時点で移転される財及びサービス

一時点で移転される財及びサービスは、顧客との契約により成果物を提供する義務を負っているコンサルティング業務となります。顧客に引渡しした成果物による収益は、成果物の支配が顧客に移転し、成果物を顧客が検収した時点で、顧客に成果物の法的所有権、物理的占有、成果物の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転することで、成果物に対する対価として支払を受ける権利を有するため、その時点で収益を認識しております。当該履行義務は、契約等に定められた金額に基づく成果物を顧客に提供するものであり、収益は、顧客が成果物を検収した時点で計上しております。なお、これらの支払は、顧客が成果物を検収した日の属する月から概ね3ヶ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

⑨従業員給付

イ.短期従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12ヶ月以内に決済の期限が到来する従業員給付をいい、短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識し、未払分を負債計上しております。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しています。賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

ロ.退職給付

当社グループは、退職給付制度として、確定拠出制度を採用しております。

確定拠出制度への拠出については、棚卸資産や有形固定資産の取得原価に含められる場合を除き、その発生時に費用として認識しております。既に支払った掛金が連結会計年度の末日前の勤務に対する掛金を超過する場合には、当該前払が将来支払の減少又は現金の返還となる範囲で、当該超過を資産として認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

翌連結会計年度において重要な修正をもたらす可能性のある、将来に関する仮定及び見積りの不確実性に関する情報は以下のとおりです。

(のれんの減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 5,120,539千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財政状態計算書に計上されているのれんは、株式会社ライズ・コンサルティング・グループの前身である株式会社ライズ・ホールディングスが2020年12月25日に旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループを取得した際に発生したものであります。

当社グループは、のれんについて、每期及び減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストののれんの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、経営者が承認した5年間を限度とする事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引くことにより算定しております。経営者が承認した事業計画の予測を超える期間におけるキャッシュ・フローについては各期とも成長率をゼロとして使用価値を算定しております。なお、当連結会計年度において、回収可能価額は帳簿価額を十分に上回っていることから、減損損失は計上しておりません。

減損テストに用いた仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 71,217千円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度期 末株式数 (株)
発行済株式	普通株式	24,655,760	222,780	-	24,878,540
自己株式	普通株式	346,200	445,400	72,900	718,700

(注)1.普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

2.普通株式の自己株式の増加は、取締役会決議による取得であります。

3.普通株式の自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月14日 取締役会	普通 株式	218,786	9.00	2025年2月28日	2025年5月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年4月13日 取締役会	普通 株式	利益剰余金	507,356	21.00	2026年2月28日	2026年5月12日

(3) 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 629,860株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①資本管理

当社グループは、中長期的に持続的成長を続け、企業価値を最大化するために、最適な資本構成を実現し維持することを資本管理の基本方針としております。

②財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・金利リスク)に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

なお、当社グループは為替リスク及び株式市場リスクを考慮すべき金融商品の保有はなく、これらのリスクには晒されておられません。

イ.信用リスク管理

信用リスクとは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。信用リスクは、主に当社グループの顧客に対する債権から生じます。

当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、取締役会にて議論を行い今後の対応について検討し、必要に応じて取引先の信用力、回収状況及び滞留債権の状況等に基づいて予想信用損失を見積り、貸倒引当金を設定しております。なお、当社グループは、特定の相手先に対して過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。

当連結会計年度において、期日を超過している債権はないため貸倒引当金は認識しておりません。

ロ.流動性リスク管理

流動性リスクとは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関よりコミットメントライン契約等随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

ハ.金利リスク管理

当社グループは、金融機関から借入を行っており、借入に係る利息金額は、市場金利の変動に影響を受けるため、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されております。

当社グループでは、市場金利の動向をモニタリングし、損益に与える影響を試算しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値の比較は、次のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表に含めておりません。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産 その他の金融資産 敷金及び保証金	122,411	112,384
償却原価で測定する金融負債 長期借入金	1,063,790	1,064,552

(注) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金残高を含んでおります。

(3) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりです。

①現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

これらはすべて短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②敷金及び保証金

敷金及び保証金の公正価値については、その将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

③長期借入金

長期借入金の公正価値については、その将来キャッシュ・フローを、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、顧客との契約から生じる収益を、財又はサービスの移転時期により分解しております。これらの分解した収益の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

収益認識の時期	
一定の期間にわたり移転されるサービス	8,236,569
一時点で移転される財及びサービス	184,618
合計	8,421,187

当社グループは、コンサルティング業務及びこれに付随する事業を行っており、報告セグメントはコンサルティング事業の単一セグメントであることから、セグメント別の収益の内訳は記載しておりません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(3)会計方針に関する事項⑧収益認識」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報
顧客との契約から生じた契約残高は、以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 期末残高
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	950,383	877,162
契約資産	67,436	35,489
契約負債	6,072	-
返金負債	54,715	29,403

- (注) 1. 契約資産は、各報告期間の末日時点で全部又は部分的に完了しているが、まだ支払に対する権利を得ていない作業の対価に関連するものです。
契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。
2. 契約負債は、主に顧客からの前受金に関するものです。
3. 返金負債は、顧客へのサービス提供に対し、将来返金が見込まれる金額を計上したものになります。計上金額については、契約条件などにに基づき算定しております。連結財政状態計算書において、その他の流動負債に含めております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり親会社所有者帰属持分	297円69銭
基本的1 株当たり当期利益	51円12銭
希薄化後1 株当たり当期利益	49円73銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(1) 子会社の設立及び増資

当社は、2026年2月18日開催の取締役会において、以下のとおり子会社を設立することを決議し2026年3月2日付で株式会社NouScaleを設立いたしました。

その後、2026年4月13日開催の取締役会において、増資することを決議いたしました。なお、当該増資に伴い同社に対する出資の額が当社の資本金の100分の10以上に相当することとなるため、同社は当社の特定子会社に該当することとなります。

①子会社の概要

名称	株式会社NouScale
所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者	代表取締役 松下 理一
事業内容	・ AIに関するコンサルティング業務 ・ 企業の業務改善に関するAIシステム等の企画開発 ・ AI導入支援業務 ・ AI技術の研究、リサーチおよび情報提供
資本金	10,000千円
設立年月日	2026年3月2日
出資比率	当社100%

②増資の内容

払込日	2026年4月20日
増資額	100,000千円 (内訳：資本金90,000千円、資本準備金10,000千円)
増資後資本金	100,000千円
出資比率	当社100% (増資後)

(2) 自己株式の取得

当社は、2026年1月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施しております。

1.自己株式の取得を行う理由

当社は、継続的な成長を実現する一方で、株主の皆様への利益還元も重要な経営課題の一つとして認識しており、以下の通り株主還元の基本方針を定めております。

- (1) 配当と自己株式の取得を含め、総還元性向30%以上を目安とする。
- (2) 配当性向15～30%を目安とし、配当水準の安定的向上を図る。
- (3) 自己株式の取得は、資本収益性の向上に資する機動的な資本政策と位置づけ、市場株価や株式の流動性、当社の財務状況等を総合的に勘案しつつ実施を検討する。

当社の役職員に対して譲渡制限付株式を交付するための自己株式を確保するとともに、上記の方針に従い、現在の株価水準は将来の収益性が十分に織り込まれていないとの認識の元、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式を取得しております。

2.取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	750,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.07%）
株式の取得価額の総額	700,000千円（上限）
取得期間	2026年1月14日～2026年5月31日
取得の方法	東京証券取引所における市場買付

3.自己株式取得の実施内容

取得した株式の総数	445,400株
株式の取得価額の総額	249,853千円
取得期間	2026年1月14日～2026年2月28日

4.2026年3月1日以降に取得する予定の自己株式の内容

取得し得る株式の総数	304,600株（上限）
株式の取得価額の総額	450,147千円（上限）
取得期間	2026年3月1日～2026年5月31日

計 算 書 類

貸借対照表

(2026年 2 月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,757,171	流 動 負 債	1,369,157
現金及び預金	2,659,830	1 年内返済予定の長期借入金	532,000
売掛金及び契約資産	912,650	リース債務	269
仕掛品	15,974	未払金	192,490
前払費用	82,262	未払費用	153,480
その他流動資産	86,452	未払法人税等	235,163
固 定 資 産	1,764,218	賞与引当金	11,704
有形固定資産	37,257	預り金	67,070
建物附属設備	31,338	その他流動負債	176,978
工具、器具及び備品	5,681	固 定 負 債	554,790
リース資産	237	長期借入金	531,790
無形固定資産	1,463,011	資産除去債務	23,000
のれん	1,463,011	負 債 合 計	1,923,947
投資その他の資産	263,949	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	49,000	株 主 資 本	3,597,090
長期前払費用	42,280	資本金	185,384
繰延税金資産	50,526	資本剰余金	2,192,036
その他投資	122,142	資本準備金	75,384
		その他資本剰余金	2,116,651
		利益剰余金	1,688,439
		その他利益剰余金	1,688,439
		繰越利益剰余金	1,688,439
		自己株式	△468,770
		新 株 予 約 権	351
		純 資 産 合 計	3,597,442
資 産 合 計	5,521,390	負債・純資産合計	5,521,390

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,421,115
売上原価		3,813,470
売上総利益		4,607,644
販売費及び一般管理費		3,628,724
営業利益		978,919
営業外収益		
受取利息	4,676	
経営指導料	4,800	
確定拠出年金返還金	6,700	
その他	1,205	17,381
営業外費用		
支払利息	15,249	
市場変更費用	4,000	
その他	1,125	20,375
経常利益		975,926
税引前当期純利益		975,926
法人税、住民税及び事業税	446,520	
法人税等調整額	690	447,211
当期純利益		528,714

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
					繰越 利益剰余金	
当期首残高	174,245	64,245	2,096,532	2,160,778	1,378,511	1,378,511
事業年度中の変動額						
新株予約権の行使	11,139	11,139	－	11,139	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	△218,786	△218,786
当期純利益	－	－	－	－	528,714	528,714
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	20,119	20,119	－	－
事業年度中の変動額合計	11,139	11,139	20,119	31,258	309,928	309,928
当期末残高	185,384	75,384	2,116,651	2,192,036	1,688,439	1,688,439

(単位：千円)

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合計		
当期首残高	△277,311	3,436,223	351	3,436,575
事業年度中の変動額				
新株予約権の行使	－	22,278	－	22,278
剰余金の配当	－	△218,786	－	△218,786
当期純利益	－	528,714	－	528,714
自己株式の取得	△249,852	△249,852	－	△249,852
自己株式の処分	58,394	78,513	－	78,513
事業年度中の変動額合計	△191,458	160,867	－	160,867
当期末残高	△468,770	3,597,090	351	3,597,442

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、耐用年数は以下のとおりであります。

のれん 7年

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込み額の当事業年度負担額を計上しております。

②受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を受注損失引当金として計上し、対応する仕掛品と相殺して表示しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社における主なサービスの収益認識の方法は以下のとおりであります。

一定の期間にわたり移転されるサービス

一定の期間にわたり移転されるサービスは、顧客との契約に基づく期間にわたり役務を提供する義務を負っているコンサルティング業務となります。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであることから、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。当該履行義務は、契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額、又は当該契約等に定められた金額で計上しております。なお、これらの支払は、契約に基づく期間における役務提供が完了した時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

一時点で移転される財及びサービス

一時点で移転される財及びサービスは、顧客との契約により成果物を提供する義務を負っているコンサルティング業務となります。顧客に引渡した成果物による収益は、成果物の支配が顧客に移転し、成果物を顧客が検収した時点で、顧客に成果物の法的所有権、物理的占有、成果物の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転することで、成果物に対する対価として支払を受ける権利を有するため、その時点で収益を認識しております。当該履行義務は、契約等に定められた金額に基づく成果物を顧客に提供するものであり、収益は、顧客が成果物を検収した時点で計上しております。なお、これらの支払は、顧客が成果物を検収した日の属する月から概ね3ヶ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（固定資産の評価）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	37,257千円
無形固定資産	1,463,011千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末において、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを検討しております。減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失の認識の判定を実施しております。減損損失の測定は、資産又は資産グループの帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識することとなります。回収可能価額は、資産又は資産グループの処分費用控除後の正味売却価額と使用価値（割引後将来キャッシュ・フロー）のいずれか高い金額を使用しております。

減損損失の認識の判定を実施する契機となる重要な要素には、過去あるいは将来見込まれる経営成績に対する著しい実績の悪化、取得した資産の用途の著しい変更又は事業戦略全体の変更等が含まれます。

当事業年度において、当社は継続して営業利益を計上しており、また、経営環境の著しい悪化又は悪化する見込みがないことから、減損の兆候はないと判断しておりますが、事業計画や市場環境の変化により前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、兆候を識別し、その結果、減損処理が必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 83,726千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 18,830千円

短期金銭債務 5,514千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

19,650千円

販売費及び一般管理費

65,117千円

営業取引以外の取引による取引高

4,800千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

718,700株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税

19,530千円

賞与引当金

3,584千円

資産除去債務

7,249千円

未確定債務

3,074千円

返金負債

9,003千円

株式報酬費用

6,186千円

その他

5,704千円

繰延税金資産小計

54,332千円

評価性引当額

—

繰延税金資産合計

54,332千円

繰延税金負債

資産除去債務に対する除去費用

△3,806千円

繰延税金負債合計

△3,806千円

繰延税金資産の純額

50,526千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
役 員	和 田 学	(被 所 有) 直 接 0.59 %	当社代表 取締役	新株予約権 の行使	11,999千円	—	—

(注) 2021年5月31日開催の株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションとしての新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	148円88銭
1株当たり当期純利益	21円69銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「8. 重要な後発事象に関する注記」にて同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。